

令和7年度 がん検診 精度管理 調査結果について

1 市町村 集団検診

	胃	大腸	肺	乳	子宮
山形市	B	B	B	B	B
米沢市	B	B	B	B	B
鶴岡市	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)
酒田市	B	B	B	B	B
新庄市	B	B	B	B	B
寒河江市	B	B	B	B	B
上山市	B	B	B	B	B
村山市	B(A)	B(A)	B(A)	B(A)	B(A)
長井市	B(A)	B(A)	B(A)	B(A)	B(A)
天童市	B	B	B	B	B
東根市	B	B	B	B	B
尾花沢市	B	B	B	B	B
南陽市	B	B	B	B	B
山辺町	B	B	B	B	B
中山町	B	B	B	B	B
河北町	B	A	B	A	A
西川町	B	B	B(C)	B	B
朝日町	B(C)	B(C)	B(C)	B	B
大江町	B	B	B	B	B
大石田町	B	B	B	B	B
金山町	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)

	胃	大腸	肺	乳	子宮
最上町	B	B	B	-(B)	-(B)
舟形町	C(A)	C(A)	C(A)	C(A)	C(A)
真室川町	A(B)	A(B)	A(B)	B	A(B)
大蔵村	B	B	B	B	B
鮭川村	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)
戸沢村	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)
高島町	B(A)	B(A)	B(A)	B(A)	B(A)
川西町	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)
小国町	B	B	B	B	B
白鷹町	B	B	B	B	B
飯豊町	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)	C(B)
三川町	A	A	A	A(B)	A(B)
庄内町	B	A(B)	B	A(B)	A(B)
遊佐町	A(B)	A(B)	A(B)	A(B)	A(B)
A	3	5	3	4	5
B	25	23	25	23	23
C	7	7	7	7	7
D	0	0	0	0	0
E	0	0	0	0	0
F	0	0	0	0	0
評価 なし	0	0	0	1	1
計	35	35	35	35	35

※ 評価変更があった市町村は、前年度分の評価を（ ）内に記載した。

評価基準

A	すべて 満たしている
B	一部 満たしていない (1~9 項目満たしていない)
C	相当程度 満たしていない (10~19 項目満たしていない)
D	大きく 逸脱している (20~28 項目満たしていない)
E	さらに大きく 逸脱している (29~38 項目満たしていない)
F	きわめて大きく 逸脱している (39 項目以上満たしていない)

	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮がん
項目数	5 3 ⇒ 6 3	5 3 ⇒ 6 3	5 6 ⇒ 6 6	5 3 ⇒ 6 3	5 6 ⇒ 6 6

2 検診機関

別添 調査結果のとおり

3 県（山形県生活習慣病検診等管理指導者協議会 令和6年度 活動状況）

国立がん研究センターから、6年度分の「都道府県チェックリスト実施率」はまだ公開されていないため、参考までに、5年度分を掲載しました。

参考：令和5年度 住民健診（集団検診）実施率

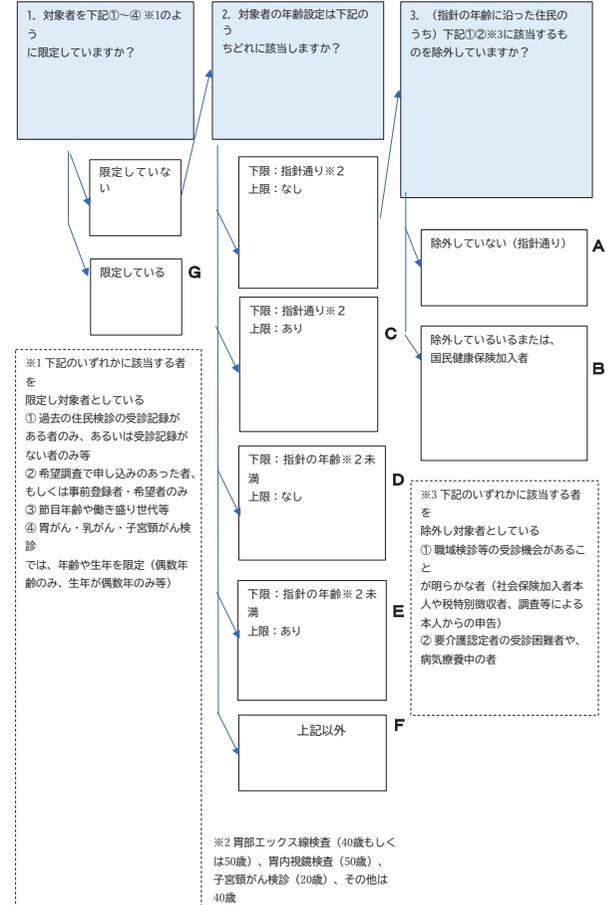
	胃がん (X線)	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
山形県	74.6%	73.9%	71.4%	71.8%	60.0%
全 国	69.4%	69.3%	68.4%	68.9%	68.9%
項目数	7 1	6 9	7 0	7 1	7 5

	質問1	質問2	問1-1	問1-2	問1-2-1	問1-3	問2-1	問2-2	問3-1	問3-2	問3-2-1	問4-1	問4-2	問4-3	問4-4	問4-5	問4-6	問5-1	問5-2	問5-3	問5-4	問5-5	問6-1	問6-1-1	問6-1-2	
肺がん 集団検診	令和7年度に各がん検診※1を実施しましたか。集団検診・個別検診別に回答してください。	令和7年度のがん検診対象者の定義について右図A～Gのうち該当するものを選択してください。	対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しましたか	対象者全員に受診勧奨を行いましたか	受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対して、再度の受診勧奨を個人毎(手紙・電話・訪問等)に行いましたか	対象者数(推計でも可)を把握しましたか	個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しましたか	過去5年間の受診履歴を記録していますか	受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト」1.受診者への説明が全項目記載された資料を、全員に個別配布しましたか	要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)のあらかじめ一覧を提示しましたか	上記【問3-2】の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しましたか	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握しましたか	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しましたか	個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有しましたか	過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録していますか	精密検査未受診と精密検査結果未定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しましたか	精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行いましたか	がん検診の結果や精密検査結果の最終報告(令和元年度地域保健・健康増進事業報告)を行いましたか	がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の内容を計上できるよう、委託先(検診機関)、医師会などに報告を求めましたか	がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できている場合、改善を求めましたか(注)	精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関)、精密検査機関、医師会などに報告を求めましたか	精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できている場合、改善を求めましたか(注)	委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか	仕様書(もしくは実施要綱)の内容を、仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目を満たしていましたか	検診終了後、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認しましたか	
山形市	実施	A	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米沢市	実施	A	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴岡市	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
酒田市	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新庄市	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
寒河江市	実施	D	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上山市	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村山市	実施	G	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長井市	実施	B	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天童市	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
東根市	実施	D	○	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾花沢市	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南陽市	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山辺町	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中山町	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
河北町	実施	A	○	○	○	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西川町	実施	D	○	○	○	○	○	○	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
朝日町	実施	D	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大江町	実施	D	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大石田町	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金山町	実施	D	○	○	○	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最上町	実施	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
舟形町	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真室川町	実施	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大蔵村	実施	D	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鮭川村	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸沢村	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高島町	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川西町	実施	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
小国町	実施	A	○	○	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白鷹町	実施	A	○	X	X	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯豊町	実施	A	○	○	○	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	X
三川町	実施	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄内町	実施	A	○	○	○	○	○	○	○	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遊佐町	実施	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○の市町村⇒		35	32	10	35	35	35	35	16	15	35	35	35	35	33	35	35	35	35	35	35	35	34	30	
	充足率 %⇒		100	91	29	100	100	100	100	46	43	100	100	100	100	94	100	100	100	100	100	100	100	97	86	

	問6-2	問6-2-1	問6-2-2	問6-2-3	問6-2-4	問6-3	問6-3-1	問6-3-2	問6-3-3	問6-3-4	問6-4	問6-4-1	問6-4-2	問6-4-3	質問3	質問3略称	問7-1	問7-1-1	問7-1-2	問7-1-3	問8-1	問8-1-1	問8-1-2	問8-1-3	問9-1	問9-1-1	問9-1-2	
肺がん 集団検診	検診終了後、市町村全体の精度管理評価と体制改善を行いましたか	「市町村用チェックリスト」の順守状況を把握し、評価を行いましたか	「市町村用チェックリスト」の順守状況を把握し、評価を行いましたか	抽出した課題について改善策を検討していますか。もしくは果生活習慣病検診等管理指導協議会から改善策のフィードバックを受けましたか	改善策の実行に努めましたか	検診終了後に委託先検診機関の精度管理評価を行いましたか	委託先検診機関ごとに「検診機関用チェックリスト」の順守状況を把握し、評価を行いましたか	委託先検診機関ごとに指標値を把握し、評価を行いましたか	「検診機関用チェックリスト」とプロセス指標値を踏まえ、検診機関ごとの課題を抽出しましたか	課題のある検診機関について、改善策を検討しましたか	検診機関に、精度管理評価を個別にフィードバックしましたか	「検診機関用チェックリスト」の評価をフィードバックしましたか	検診機関に、プロセス指標値を個別にフィードバックしましたか	課題のある検診機関に、改善策を個別にフィードバックし、改善を依頼しましたか	令和5年度に各がん検診※1を実施しましたか。集団検診・個別検診に回答してください。	令和5年度に各がん検診※1を実施しましたか。集団検診・個別検診に回答してください。	受診率を集計しましたか	受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	受診率を年齢別に集計しましたか	受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	「肺がん検診受診者中の高危険層割合」、「高危険層中の略痰容器配布割合」、「略痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の略痰容器回収率」を集計しましたか	「肺がん検診受診者中の高危険層割合」等を、性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	「肺がん検診受診者中の高危険層割合」等を、性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	「肺がん検診受診者中の高危険層割合」等を、性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	要精検率を集計しましたか	要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	
	R7年度調査で追加されたチェック項目																											
山形市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米沢市	○	○	○	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴岡市	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酒田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天童市	○	○	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾花沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山辺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
河北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	○	○	○	X	○	○	○	○
朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○
大江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大石田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金山町	○	○	X	X	X	○	○	X	X	X	X	X	X	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最上町	○	X	X	X	X	X	X	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
舟形町	○	○	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真室川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大蔵村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鮭川村	X	X	X	X	X	○	X	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸沢村	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川西町	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白鷹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯豊町	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遊佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	30	29	27	27	25	30	28	27	27	27	31	31	31	31			35	35	35	33	35	35	35	34	35	35	35	
	86	83	77	77	71	86	80	77	77	77	89	89	89	89			100	100	100	94	100	100	100	97	100	100	100	

	問9-1-3	問10-1	問10-1-1	問10-1-2	問10-1-3	問10-1-4	問11-1	問11-1-1	問11-1-2	問11-1-3	問12-1	問12-1-1	問12-1-2	問12-1-3	問13-1	問13-1-1	問13-1-2	問13-1-3
肺がん 集団検診	要精検率を 検診受診 歴別に集計 しましたか	精検受診率 を集計した か	精検受診率を 性別・年齢 5歳階級別 に集計した か	精検受診率を 性別・年齢 5歳階級別 に集計した か	精検受診率を 性別・年齢 5歳階級別 に集計した か	精検未受診 率を集計し ましたか	がん発見率 を集計した か	がん発見率を 性別・年齢 5歳階級別 に集計した か	がん発見率を 性別・年齢 5歳階級別 に集計した か	がん発見率を 性別・年齢 5歳階級別 に集計した か	陽性反応適 中度を集計 しましたか	陽性反応適 中度を集計 しましたか	陽性反応適 中度を性別 ・年齢5歳 階級別に集 計しましたか	陽性反応適 中度を性別 ・年齢5歳 階級別に集 計しましたか	早期がん※ 4割合を集 計しましたか	早期がん※ 4割合を性 別・年齢5 歳階級別に 集計した か	早期がん※ 4割合を性 別・年齢5 歳階級別に 集計した か	早期がん※ 4割合を性 別・年齢5 歳階級別に 集計した か
山形市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酒田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天童市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾花沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山辺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
河北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西川町	X	○	○	○	X	○	○	○	○	X	○	○	○	X	○	○	○	X
朝日町	X	○	○	○	X	○	○	○	○	X	○	○	○	X	○	○	○	X
大江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大石田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
舟形町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真室川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大蔵村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鮭川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白鷹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遊佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33	35	35	35	33	35	35	35	35	33	35	35	35	33	35	35	35	32
	94	100	100	100	94	100	100	100	100	94	100	100	100	94	100	100	100	91

検診対象者の定義 (A~F)



令和6年度 都道府県 及び 生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会） の 活動状況調査

本調査の対象年度は、以下のとおり(令和6年度の担当者が把握可能な最新年度)。

・令和6年度の検診体制（市区町村や検診機関のチェックリスト遵守状況）

・令和4年度の検診のプロセス指標※

※ プロセス指標に関する対象年度は、令和3年度または令和5年度も本調査では可とします。

（県によっては、直近の「地域保健・健康増進事業報告」の公表値や、1年前の検診データを集計・分析しているため）

1. 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
(1)	がん部会は、保健所、医師会及びがん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師、診療放射線技師(※)等の、がん検診に係わる専門家によって構成されていますか ※ 胃がん、肺がん、乳がん部会のみ	○	○	○	○	○
(2)	がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、細胞診判定施設(※)、精密検査機関等と調整を行っていましたか ※子宮がん部会のみ	○	○	○	○	○
(3)	令和6年度のがん部会を開催しましたか	○	○	○	○	○
(4)	年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会(注1)を開催しましたか	○	○	○	○	○

2. 受診者数・受診率の集計		胃がん (X線) 集団	大腸がん 集団	肺がん 集団	乳がん 集団	子宮頸がん 集団
(1)	令和6年度の対象者数(推計でも可)を把握しましたか	○	○	○	○	○
(2)	令和4年度を受診者数・受診率を集計しましたか	○	○	○	○	○
(2-1)	令和4年度を受診者数・受診率を性別(注2)・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(2-2)	令和4年度を受診者数・受診率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(2-3)	令和4年度を受診者数を検診機関別に集計しましたか	×	×	×	×	×
(2-4)	令和4年度を受診者数を過去の検診受診歴別(注3)に集計しましたか	×	×	×	×	×

3. 要精検率の集計		胃がん (X線) 集団	大腸がん 集団	肺がん 集団	乳がん 集団	子宮頸がん 集団
(1)	令和4年度の要精検率を集計しましたか	○	○	○	○	○
(1-1)	令和4年度の要精検率を性別(注2)・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(1-2)	令和4年度の要精検率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(1-3)	令和4年度の要精検率を検診機関別に集計しましたか	×	×	×	×	×
(1-4)	令和4年度の要精検率を過去の検診受診歴別(注3)に集計しましたか	×	×	×	×	×

4. 精検受診率の集計		胃がん (X線) 集団	大腸がん 集団	肺がん 集団	乳がん 集団	子宮頸がん 集団
(1)	令和4年度の精検受診率を集計しましたか	○	○	○	○	○
(1-1)	令和4年度の精検受診率を性別(注2)・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(1-2)	令和4年度の精検受診率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(1-3)	令和4年度の精検受診率を検診機関別に集計しましたか	×	×	×	×	×
(1-4)	令和4年度の精検受診率を過去の検診受診歴別(注3)に集計しましたか	×	×	×	×	×
(2)	令和4年度の精検未受診率と未把握率を定義(注4)に従い区別し集計しましたか	×	×	×	×	×

5. 精密検査結果の集計	胃がん (X線)	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
	集団	集団	集団	集団	集団
(1) 令和4年度のがん発見率を集計しましたか	○	○	○	○	○
(1-1) 令和4年度のがん発見率を性別(注2)・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(1-2) 令和4年度のがん発見率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(1-3) 令和4年度のがん発見率を検診機関別に集計しましたか	×	×	×	×	×
(1-4) 令和4年度のがん発見率を過去の検診受診歴別(注3)に集計しましたか	×	×	×	×	×
(2) 令和4年度の早期がん割合(※)(発見がん数に対する早期がん数)を集計しましたか ※ 肺がんでは臨床病期0~1期のがん割合	○	○	○	○	
(2-1) 令和4年度の早期がん割合を性別(注2)・年齢5歳階級別に集計しましたか	×	×	×	×	
(2-2) 令和4年度の早期がん割合を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	
(2-3) 令和4年度の早期がん割合を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	
(2-4) 令和4年度の早期がん割合を過去の検診受診歴別(注3)に集計しましたか	×	×	×	×	
(2-5) 令和4年度の早期がんのうち、粘膜内がん数(胃がん、大腸がん)・非浸潤がん数(乳がん)を区別して集計しましたか	○	○		○	
(3) (子宮頸がん検診) 令和4年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を集計しましたか					×
(3-1) (子宮頸がん検診) 令和4年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を年齢5歳階級別に集計しましたか					×
(3-2) (子宮頸がん検診) 令和4年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を市区町村別に集計しましたか					×
(3-3) (子宮頸がん検診) 令和4年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を検診機関別に集計しましたか					×
(3-4) (子宮頸がん検診) 令和4年度の上皮内病変(CIN・AIS)の数を過去の検診受診歴別(注3)に集計しましたか					×
(4) (子宮頸がん検診) 令和4年度の進行度がIA期のがん割合(がん発見数に対する進行度がIA期のがん数)を集計しましたか					×
(4-1) (子宮頸がん検診) 令和4年度の進行度がIA期のがん割合を年齢5歳階級別に集計しましたか					×
(4-2) (子宮頸がん検診) 令和4年度の進行度がIA期のがん割合を市区町村別に集計しましたか					×
(4-3) (子宮頸がん検診) 令和4年度の進行度がIA期のがん割合を検診機関別に集計しましたか					×
(4-4) (子宮頸がん検診) 令和4年度の進行度がIA期のがん割合を過去の検診受診歴別(注3)に集計しましたか					×
(5) 令和4年度の陽性反応適中度を集計しましたか	○	○	○	○	○
(5-1) 令和4年度の陽性反応適中度を性別(注2)・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(5-2) 令和4年度の陽性反応適中度を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
(5-3) 令和4年度の陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか	×	×	×	×	×
(5-4) 令和4年度の陽性反応適中度を過去の検診受診歴別(注3)に集計しましたか	×	×	×	×	×
6. 偶発症の把握	胃がん (X線)	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
(1) 検診中/検診後の重篤な偶発症を把握しましたか ※ 大腸がん検診除く ※ 入院治療を要するもの	○		×	×	×
(2) 検診中/検診後の偶発症による死亡を把握しましたか ※ 大腸がん検診除く ※ がんの見逃しによるものを除く	○		×	×	×
(3) 精密検査中/精密検査後の重篤な偶発症を把握しましたか ※ 入院治療を要するもの	○	×	×	×	×
(4) 精密検査中/精密検査後の偶発症による死亡を把握しましたか ※ がんの見逃しによるものを除く	○	×	×	×	×
7. 追加調査	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
(1) 発見がんの病期/進行度・組織型・治療法について把握しましたか	○	○	○	○	×
(2) がん登録を活用して、感度・特異度の算出や、予後調査ができるような体制を作っていますか	○	○	○	○	×

8. 精度管理評価に関する検討	胃がん (X線)	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
	集団	集団	集団	集団	集団
(1) 精度管理評価を行いましたか	○	○	○	○	○
(1-1) 市町村チェックリスト（令和5年度検診分）の遵守状況を把握し、評価を行いましたか ※すべての市区町村が対象	○	○	○	○	○
(1-2) 検診機関用チェックリスト（令和5年度検診分）の遵守状況を把握し、評価を行いましたか ※すべての検診機関/医療機関（診療所やクリニック等も含む）が対象	○	○	○	○	○
(1-3) 市区町村毎のプロセス指標値（令和3年度検診分）を把握し、評価を行いましたか ※すべての市区町村が対象	○	○	○	○	○
(1-4) 検診機関毎のプロセス指標値（令和3年度検診分）を把握し、評価を行いましたか ※すべての検診機関/医療機関（診療所やクリニック等も含む）が対象	○	○	○	○	○
(2) 評価の低い、もしくは指標に疑義（※）のある市区町村や検診機関に、聞き取り調査や現場訪問を行って、原因を検討しましたか ※チェックリストの回答（令和5年度検診分）やプロセス指標値（令和3年度検診分）に疑問がある場合など	○	○	○	○	○
(3) 上記(2)の評価結果を踏まえて、精度管理上の課題と改善策を策定しましたか	○	○	○	○	○
(4) 評価手法や評価結果の解釈、聞き取り調査の方針、改善策の内容等についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか	○	○	○	○	○

9. 評価と改善策のフィードバック（指導・助言）	胃がん (X線)	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
	集団	集団	集団	集団	集団
(1) 市区町村に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか	○	○	○	○	○
(1-1) 市町村用チェックリスト（令和5年度検診分）の評価を個別にフィードバックしましたか ※すべての市区町村が対象	○	○	○	○	○
(1-2) 市区町村毎のプロセス指標値（令和3年度検診分）の評価を個別にフィードバックしましたか ※すべての市区町村が対象	○	○	○	○	○
(1-3) 精度管理に課題のある市区町村に改善策をフィードバックしましたか	○	○	○	○	○
(2) 検診機関に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか	○	○	○	○	○
(2-1) 検診機関用チェックリスト（令和5年度検診分）の評価を個別にフィードバックしましたか ※すべての検診機関/医療機関（診療所やクリニック等も含む）が対象	○	○	○	○	○
(2-2) 検診機関毎のプロセス指標値（令和3年度検診分）の評価を個別にフィードバックしましたか ※すべての検診機関/医療機関（診療所やクリニック等も含む）が対象	○	○	○	○	○
(2-3) 精度管理に課題のある検診機関に改善策をフィードバックしましたか	○	○	○	○	○
(3) フィードバックの手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか	○	○	○	○	○
(4) 前年度までにフィードバックした改善策の実行状況について、市区町村/検診機関への聞き取り調査等により確認しましたか	○	○	○	○	○

10. 評価と改善策の公表	胃がん (X線)	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
	集団	集団	集団	集団	集団
(1) 精度管理評価をホームページ等で公表しましたか	○	○	○	○	○
(1-1) 市区町村用チェックリスト（令和5年度検診分）の遵守状況と、その評価を公表しましたか ※すべての市区町村が対象	○	○	○	○	○
(1-2) 市区町村毎のプロセス指標値（令和3年度検診分）とその評価を公表しましたか ※すべての市区町村が対象	○	○	○	○	○
(1-3) 検診機関用チェックリスト（令和5年度検診分）の遵守状況と、その評価を公表しましたか ※すべての検診機関/医療機関（診療所やクリニック等も含む）が対象	×	×	×	×	×
(1-4) 検診機関毎のプロセス指標値（令和3年度検診分）とその評価を公表しましたか ※すべての検診機関/医療機関（診療所やクリニック等も含む）が対象	×	×	×	×	×
(1-5) 精度管理が要改善の市町村について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか	○	○	○	○	○
(1-6) 精度管理が要改善の検診機関について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか	×	×	×	×	×
(1-7) 都道府県用チェックリストの遵守状況（自己点検結果）を公表しましたか	○	○	○	○	○
(1-8) 都道府県としてのプロセス指標値（自己点検結果）を公表しましたか	○	○	○	○	○
(2) 公表の手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか	○	○	○	○	○

「10. 評価と改善策の公表」で公表済み（○）と回答された場合

11. 主要な情報を公開しているホームページのアドレス（URL）をご記入ください

胃がん	https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/kenko/seikatsu/kenshin/06.html
大腸がん	https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/kenko/seikatsu/kenshin/06.html
肺がん	https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/kenko/seikatsu/kenshin/06.html
乳がん	https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/kenko/seikatsu/kenshin/06.html
子宮頸がん	https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/kenko/seikatsu/kenshin/06.html

県 健康診査実施要領の一部改正について

(抜 粋)

健生発 1224 第 4 号
令和 7 年 12 月 24 日各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から適用することとしたため、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いする。

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 がん予防重点健康教育</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施に当たっての留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 肺がん予防健康教育を実施する場合は、肺がん検診の実施会場において同時に実施するなど、他の事業との連携や対象者の利便性に配慮する。<u>なお、喀痰が続く場合は、医療機関への早期受診等に関する指導を行うこと。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第3 がん検診</p> <p>1 (略)</p> <p>2 胃がん検診</p> <p>(1) 検診項目及び各検診項目における留意点</p> <p>① 問診</p> <p>問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況、<u>妊娠の可能性の有無等を聴取する。</u></p> <p>② 胃部エックス線検査</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 がん予防重点健康教育</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施に当たっての留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 肺がん予防健康教育を実施する場合は、肺がん検診の実施会場において同時に実施するなど、他の事業との連携や対象者の利便性に配慮する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第3 がん検診</p> <p>1 (略)</p> <p>2 胃がん検診</p> <p>(1) 検診項目及び各検診項目における留意点</p> <p>① 問診</p> <p>問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。</p> <p>② 胃部エックス線検査</p>

1

<p>方法について、住民や対象者への普及啓発を行うこと</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 肺がん検診</p> <p>(1) 検診項目及び各検診項目における留意点</p> <p>肺がん検診の検診項目は、質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、①の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）、胸部エックス線検査とする。</p> <p>① 問診</p> <p>質問に当たっては、喫煙歴、職歴、<u>喀痰・血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。</u>なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。</p> <p>② (略)</p>	<p>・ HPV検査単独法を導入するに当たっては、新しい検診方法について、住民や対象者への普及啓発を行うこと</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 肺がん検診</p> <p>(1) 検診項目及び各検診項目における留意点</p> <p>肺がん検診の検診項目は、質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、①の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）、胸部エックス線検査及び<u>喀痰細胞診とし、<u>喀痰細胞診は、質問の結果、別紙の1(1)①に定める対象者に該当することが判明した者に対し行う。</u></u></p> <p>① 問診</p> <p>質問に当たっては、喫煙歴、職歴、血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>喀痰細胞診</u></p> <p><u>ア 質問の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、別紙の1(1)②に定めるとおり、<u>喀痰を採取及び処理する。</u></u></p>
---	---

4

<p>(2) (略)</p> <p>(3) 記録の整備 検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、画像の読影の結果、精密検査の必要性の有無等を記録する。 また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 検診実施機関 ① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実</p>	<p><u>イ 採取した喀痰（細胞）は、固定した後、パapanicolaou染色を行い顕微鏡下で観察する。</u></p> <p><u>ウ 検体の顕微鏡検査については、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関が行う。</u> <u>この場合において、医師及び臨床検査技師は、公益社団法人日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。</u></p> <p><u>また、同一検体から作成された2枚以上のスライドについては、2名以上の技師がスクリーニングする。</u></p> <p><u>エ 専門的検査機関は、細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に通知する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 記録の整備 検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、画像の読影の結果、<u>喀痰細胞診の結果</u>、精密検査の必要性の有無等を記録する。 また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 検診実施機関 ① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実</p>
---	--

<p>施機関用)を参考とするなどして、胸部エックス線検査の精度管理に努める。</p> <p>② 検診実施機関は、肺がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。</p> <p>③ 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。</p> <p>④ 検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。 ただし、65歳以上を対象者とする胸部エックス線写真については、結核健診の実施者において保存する。</p> <p>⑤ 検診実施機関は、肺がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。</p> <p>⑥ 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸部エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。</p> <p>(6) その他 質問の結果、最近6月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがある</p>	<p>施機関用)を参考とするなどして、胸部エックス線検査<u>及び喀痰細胞診等</u>の精度管理に努める。</p> <p>② 検診実施機関は、肺がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。</p> <p>③ 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。</p> <p>④ 検診実施機関は、<u>細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合は、細胞診検査機関の細胞診専門医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。</u></p> <p>⑤ 検診実施機関は、画像や検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。 ただし、65歳以上を対象者とする胸部エックス線写真については、結核健診の実施者において保存する。</p> <p>⑥ 検診実施機関は、肺がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。</p> <p>⑦ 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸部エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。</p> <p>(6) その他 質問の結果、最近6月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがある</p>
--	---

山形県健康診査実施要領（案） 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>（肺がん検診の部分を抜粋）</p> <p>一 種類別実施内容等について</p> <p>4 肺がん検診</p> <p>（1）対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。</p> <p>※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。</p> <p>（2）検診内容</p> <p>ア 質問</p> <p>質問項目は、別表8を参考とする。</p> <p>イ 胸部エックス線写真の読影</p> <p>胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。</p> <p>ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものを用いることが望ましい。</p> <p>（ア）二重読影</p> <p>十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は別表9によって行い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。</p> <p>（イ）比較読影</p> <p>過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は別表9によって行う。</p>	<p>（肺がん検診の部分を抜粋）</p> <p>一 種類別実施内容等について</p> <p>4 肺がん検診</p> <p>（1）対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。</p> <p>※ 対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。</p> <p>（2）検診内容</p> <p>ア 質問</p> <p>質問項目は、別表8を参考とする。</p> <p>イ 胸部エックス線写真の読影</p> <p>胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。</p> <p>ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものを用いることが望ましい。</p> <p>（ア）二重読影</p> <p>十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は別表9によって行い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。</p> <p>（イ）比較読影</p> <p>過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は別表9によって行う。</p> <p>ウ 喀痰細胞診</p> <p>（ア）対象者</p> <p>質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数（1日の本数×年数）600以上の者（過去における喫煙者を含む）。</p>

山形県健康診査実施要領（案） 新旧対照表

改正（案）	現 行
<p>(3) 指導区分</p> <p>質問、胸部エックス線写真の読影の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。</p> <p>ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。</p> <p>イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行う。</p> <p>(4) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後 28 日以内に肺がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第 7 号を参考にする。）により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての肺がん（呼吸器）検診結果連絡票（別記様式第 8 号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び肺がん（呼吸器）検診精密検査回報書（別記様式第 8 号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>ウ 市町村長は、「肺がん疑い要精検」のほか「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。</p> <p>(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの 1 次予防に関する健康教育を行うものとする。</p>	<p>(イ) 検査方法</p> <p><u>喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低 3 日の連続採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、別表 10 によって行う。</u></p> <p>(3) 指導区分</p> <p>質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。</p> <p>ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。</p> <p>イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、<u>喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。</u></p> <p>(4) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後 28 日以内に肺がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第 7 号を参考にする。）により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての肺がん（呼吸器）検診結果連絡票（別記様式第 8 号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び肺がん（呼吸器）検診精密検査回報書（別記様式第 8 号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>ウ 市町村長は、「肺がん疑い要精検」のほか「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。</p> <p>(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの 1 次予防に関する健康教育を行うものとする。</p>

山形県健康診査実施要領（案） 新旧対照表

改正（案）	現 行
様式等目次	様式等目次
特定健康診査判定基準 別表1 9ページ	特定健康診査判定基準 別表1 9ページ
心電図判定基準 別表2 10	心電図判定基準 別表2 10
眼底検査判定基準 別表3 12	眼底検査判定基準 別表3 12
糖尿病・慢性腎臓病健診結果連絡票・糖尿病・慢性腎臓病精密検査回報書 様式第1号..... 13	糖尿病・慢性腎臓病健診結果連絡票・糖尿病・慢性腎臓病精密検査回報書 様式第1号..... 13
胃がん検診問診項目 別表4 14	胃がん検診問診項目 別表4 14
胃がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第2号 15	胃がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第2号 15
胃がん(X線検査)検診結果連絡票・胃がん(X線検査)検診精密検査回報書 様式第3号 16	胃がん(X線検査)検診結果連絡票・胃がん(X線検査)検診精密検査回報書 様式第3号 16
胃がん(内視鏡検査)検診結果連絡票・胃がん(内視鏡検査)検診精密検査回報書 様式第4号 17	胃がん(内視鏡検査)検診結果連絡票・胃がん(内視鏡検査)検診精密検査回報書 様式第4号 17
子宮がん検診問診項目 別表5 18	子宮がん検診問診項目 別表5 18
子宮がん検診結果の判定について 別表6 19	子宮がん検診結果の判定について 別表6 19
子宮がん検診における細胞診判定区分 別表7 20	子宮がん検診における細胞診判定区分 別表7 20
子宮がん検診票 様式第5号 21	子宮がん検診票 様式第5号 21
子宮がん検診結果連絡票・子宮がん検診精密検査回報書 様式第6号 22	子宮がん検診結果連絡票・子宮がん検診精密検査回報書 様式第6号 22
肺がん検診質問項目 別表8 23	肺がん検診質問項目 別表8 23
肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分 別表9 24	肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分 別表9 24
(削除)	集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分 別表10 25
肺がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第7号 <u>25</u>	肺がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第7号 26
肺がん(呼吸器)検診結果連絡票・肺がん(呼吸器)検診精密検査回報書 様式第8号 <u>26</u>	肺がん(呼吸器)検診結果連絡票・肺がん(呼吸器)検診精密検査回報書 様式第8号 27
乳がん検診問診(質問)項目 別表 <u>10</u> <u>27</u>	乳がん検診問診(質問)項目 別表 <u>11</u> 28
乳がん検診票 様式第9号 <u>28</u>	乳がん検診票 様式第9号 29
乳がん検診結果連絡票・乳がん検診精密検査回報書 様式第10号 <u>30</u>	乳がん検診結果連絡票・乳がん検診精密検査回報書 様式第10号 31
大腸がん検診問診項目 別表 <u>11</u> <u>31</u>	大腸がん検診問診項目 別表 <u>12</u> 32
大腸がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第11号 <u>32</u>	大腸がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第11号 33
大腸がん検診結果連絡票・大腸がん検診精密検査回報書 様式第12号 <u>33</u>	大腸がん検診結果連絡票・大腸がん検診精密検査回報書 様式第12号 34
年間検診実施計画 様式第13号 <u>34</u>	年間検診実施計画 様式第13号 35
がん検診実施成績表 様式第14号 <u>35</u>	がん検診実施成績表 様式第14号 36
胃がん(X線検査)検診 別紙1 <u>36</u>	胃がん(X線検査)検診 別紙1 37
胃がん(内視鏡検査)検診 別紙2 <u>37</u>	胃がん(内視鏡検査)検診 別紙2 38
子宮がん検診 別紙3、4 <u>38</u>	子宮がん検診 別紙3、4 39
肺がん検診 別紙5、6 <u>40</u>	肺がん検診 別紙5、6 41
乳がん検診 別紙7 <u>42</u>	乳がん検診 別紙7 43
大腸がん検診 別紙8 <u>43</u>	大腸がん検診 別紙8 44

山形県健康診査実施要領（案） 新旧対照表

改正（案）	現 行																	
<p><u>（削 除）</u></p>	<p>別表10</p> <p style="text-align: center;">表2 肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分 (2016改訂)</p> <table border="1" data-bbox="1137 459 2123 1018"> <thead> <tr> <th>判定区分</th> <th>細胞所見</th> <th>指導区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>喀痰中に組織球を認めない</td> <td>材料不適，再検査</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>正常上皮細胞のみ 基底細胞増生 軽度異型扁平上皮細胞 線毛円柱上皮細胞</td> <td>現在異常を認めない 次回定期検査</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>中等度異型扁平上皮細胞 核の増大や濃染を伴う円柱上皮細胞</td> <td>再塗抹または6カ月以内の再検査</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>高度（境界）異型扁平上皮細胞または 悪性腫瘍の疑われる細胞を認める</td> <td rowspan="2">直ちに精密検査</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>悪性腫瘍細胞を認める</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 喀痰1検体の全標本に関する総合判定であるが、異型細胞少数例では再検査を考慮する。 2) 全標本上の細胞異型の最も高度な部分によって判定する。 3) 扁平上皮細胞の異型度の判定は異型扁平上皮細胞の判定基準（表3），および細胞図譜を参照して行う。 4) 再検査が困難な時には，次回定期検査の受診を勧める。 5) D・E判定で精密検査の結果，癌が発見されない場合には常に嚴重な追跡を行う。</p>	判定区分	細胞所見	指導区分	A	喀痰中に組織球を認めない	材料不適，再検査	B	正常上皮細胞のみ 基底細胞増生 軽度異型扁平上皮細胞 線毛円柱上皮細胞	現在異常を認めない 次回定期検査	C	中等度異型扁平上皮細胞 核の増大や濃染を伴う円柱上皮細胞	再塗抹または6カ月以内の再検査	D	高度（境界）異型扁平上皮細胞または 悪性腫瘍の疑われる細胞を認める	直ちに精密検査	E	悪性腫瘍細胞を認める
判定区分	細胞所見	指導区分																
A	喀痰中に組織球を認めない	材料不適，再検査																
B	正常上皮細胞のみ 基底細胞増生 軽度異型扁平上皮細胞 線毛円柱上皮細胞	現在異常を認めない 次回定期検査																
C	中等度異型扁平上皮細胞 核の増大や濃染を伴う円柱上皮細胞	再塗抹または6カ月以内の再検査																
D	高度（境界）異型扁平上皮細胞または 悪性腫瘍の疑われる細胞を認める	直ちに精密検査																
E	悪性腫瘍細胞を認める																	

現行

様式第7号
 (秘) 市 町 村 長 殿
 肺がん検診結果報告書 (受診者連名簿)
 年 月 日

肺がん検診の結果は次の通りです。
 検診日
 検診場所

肺がん検診結果報告書 (受診者連名簿)
 検診実施機関
 代表者名
 印

NO	レ線番号	住地区名	氏名	年齢	性別	問診 喫煙指数 () 血痰 有 無 喫煙指数 () 血痰 有 無	判定		特記事項
							レ線読影	喀痰細胞診 (指導区分)	

レ線読影判定区分
 A 写真不良
 B 異常認めず
 C 異常所見あるが精査不要
 D 結核等疑い要精査
 E (肺がん以外の疾患疑い)
 F 肺がんの疑い要精査

喀痰細胞診判定区分
 A 材料不適合
 B 現在は異常を認めず
 C 細胞診による経過観察を要する
 D 悪性腫瘍を疑う細胞あり要精査
 E 悪性腫瘍細胞あり要精査
 F 喀痰提出なし

総合判定 (指導区分)
 I 肺がん疑い要精査
 II 結核等 (肺がん以外の疾患) 疑い要精査
 0 精査不要 (→次回定期検診または経過観察)
 X 判定不能

改正 (案)

様式第7号
 (秘) 市 町 村 長 殿
 肺がん検診結果報告書 (受診者連名簿)
 年 月 日

肺がん検診の結果は次の通りです。
 検診日
 検診場所

肺がん検診結果報告書 (受診者連名簿)
 検診実施機関
 代表者名
 印

NO	レ線番号	住地区名	氏名	年齢	性別	問診 喫煙指数 () 血痰 有 無 喫煙指数 () 血痰 有 無	判定		特記事項
							レ線読影	総合判定 (指導区分)	

レ線読影判定区分
 A 写真不良
 B 異常認めず
 C 異常所見あるが精査不要
 D 結核等疑い要精査
 E (肺がん以外の疾患疑い)
 F 肺がんの疑い要精査

総合判定 (指導区分)
 I 肺がん疑い要精査
 II 結核等 (肺がん以外の疾患) 疑い要精査
 0 精査不要 (→次回定期検診または経過観察)
 X 判定不能

(喀痰細胞診に関する部分を削除)